

入札書(単価契約)

契 約 番 号 電力007
件 名 電力供給 (宮崎市佐土原総合文化センター 外3施設)
場 所 別紙 入札内訳書のとおり

参考総価比較額

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

※¥マークを入れること

入札金額内訳の詳細は、別紙「入札内訳書」のとおり

別紙の入札内訳書に基づき、参考総価比較額にて、宮崎市財務規則その他関係法令、仕様書、指示事項を承認のうえ、入札します。

令和 7 年 6 月 30 日

宮崎市長 清 山 知 憲 殿

入札者	住 所	印
	商号又は名称	
	代表者氏名	

番号

--	--	--

入札内訳書（単価契約・複数施設用）

契約番号 電力〇〇7			基 本 料 金			使 用 電 力 量 料 金 ※3						割引額 ※5									
						夏 季			そ の 他 季												
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)		(13)					
			基本料金単価 (円／kW)	予定契約電力 (kW)	基本料金（円） (1) × (2) × 0.85 × 12月	使用電力量料金単価 (円／kWh)	予定使用電力量 (kWh)	使用電力量料金計 1（円） (4) × (5)	使用電力量料金単価 (円／kWh)	予定使用電力量 (kWh)	使用電力量料金計 2（円） (7) × (8)	電気料金（円） (3) + (6) + (9)	割引率	割引額（円） (10) × (11)		施設別参考総価比較額（円） (3) + (6) + (9) - (12)					
【下記※1参照】			仕様書のとおり	【下記※2参照】			【下記※1参照】			仕様書のとおり			【下記※4参照】			【下記※5参照】			【下記※6】		
1	名称	宮崎市佐土原総合文化センター		296		262,790		491,113		0.00		0.00									
	所在地	宮崎市佐土原町下田島20527番地4																			
2	名称	宮崎市佐土原地区交流センター		65		38,513		77,284		0.00		0.00									
	所在地	宮崎市佐土原町上田島1389番地																			
3	名称	宮崎市広瀬地区交流センター		38		21,883		53,612		0.00		0.00									
	所在地	宮崎市佐土原町下那珂2940番地82																			
4	名称	那珂地区公民館		30		11,136		29,085		0.00		0.00									
	所在地	宮崎市佐土原町東上那珂14502番地																			
5	名称																				
	所在地																				
6	名称																				
	所在地																				
7	名称																				
	所在地																				
8	名称																				
	所在地																				
9	名称																				
	所在地																				
10	名称																				
	所在地																				
11	名称																				
	所在地																				
12	名称																				
	所在地																				
13	名称																				
	所在地																				
14	名称																				
	所在地																				
15	名称																				
	所在地																				
参考総価比較額（円） （施設別参考総価比較額の計） ※6																					

【記載に関する注意事項】

- ※1 …(1)、(4)、(7)の単価は、消費税及び地方消費税相当額（10%）を含む単価とする。また、単価の有効桁は、円単位において小数点以下第二位までとする。
- ※2 …(3)について、参考総価比較額の算定にあたっては、力率割引率は85%とし、基本料金計は、基本料金単価に予定契約電力と力率割引率と月数（12ヶ月）を乗じて得た額とする（その金額に端数が生じた場合は小数点以下第三位を切り捨てる。）。
- ※3 …(4)～(9)において、「夏季」とは、7月1日から9月30日までの期間とし、「その他季」とは「夏季」以外の期間とする。
- ※4 …(6)、(9)について、参考総価比較額の算定にあたっては、夏季とその他季のそれぞれを算出するものし、使用電力量料金計は、使用電力量料金単価に予定使用電力量を乗じて得た額とする（その金額に端数が生じた場合は小数点以下第三位を切り捨てる。）。
- ※5 …(12)は、基本料金と使用電力量料金（夏季＋その他季）の合計額に、割引率を乗じて得た額とする。このとき、(11)割引率は小数点以下第二位までとする。また、割引額は小数点以下第二位までとする（その金額に端数が生じた場合は小数点以下第三位を切り捨てる。）。なお、割引額がない場合は、(11)割引率と(12)割引額欄に「0」を記入すること。
- ※6 …施設別参考総価比較額の算定にあたっては、基本料金と使用電力量料金の合計から割引額を減じたものとする（その金額に端数が生じた場合は1円未満を切り捨てる。）。
なお、施設別参考総価比較額及び参考総価比較額合計には、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないものとする。